

過誤ナキヲ期スコト

二 世帯主ニ就キ要申告者ノ範囲及登録票ノ記入方

ヲ懇切ニ指示スルコト

三 要申告者ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項

ヲ質問セザルコト

四 擔當區域ト隣接調査區域トノ間ニ重複、脱漏又

ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルトキハ直ニ其ノ旨

市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フコト

五 登録票ノ蒐集ノ際新ニ要申告者ヲ發見シタルト

キハ直ニ登録票ヲ交付シ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集

スルコト

六 第七十條ノ規定ニ依リ登録票及連名表ノ提出後

ニ於テモ國民職業指導所長又ハ市町村長ヨリ説明

又ハ再調査ヲ命セラレタルトキハ調査ノ上速ニ答

申スルコト

第六十九條 市町村長ハ申告漏ノ要申告者アリト認メ

タルトキハ勞務動態調査員ヲシテ速ニ調査ヲ爲サシ

メ又ハ便宜ノ方法ニ依リ申告セシムベシ

第一款青壯年國民登録票用紙ノ交付」ヲ「第二款登録

票用紙ノ交付」ニ改ム

第六十條 中「九月」ヲ「昭和十五年ニ限リ十月」

トシ第十九條中「三十日」ヲ「青壯年國民登録票

用紙(以下登録票用紙ト稱ス)」ヲ「登録票用紙」ニ改メ

同條ヲ第六十三條トス

第六十條中「九月末日(昭和十五年ニ限り十月末日)」ヲ

トシ第六十二條ヲ第六十七條トス

第二款青壯年國民登録票ノ蒐集及提出」ヲ「第三款登

録票ノ蒐集及提出」ニ改ム

第六十四條第二項ヲ左ノ如ク改メ同條ヲ第六十八條ト

健康保険特別會計規則中改正ノ件
(昭和十八年四月二十日勅令第三百九十九號)

スニ當リテハ登録票ノ記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキ

ヲ確認シタル上之ヲ受理スベシ

第六十五條中「第六十三條」ヲ「第六十七條」ニ改メ同條

ヲ第六十九條トス

第六十六條ヲ第七十條トス

第六十七條第二項中「翌年」ヲ「次」ニ改メ同條ヲ第七十

一條トス

第六十八條中「部落會長又ハ町内會長」ヲ「部落會長、

町内會長又ハ隣組長」ニ改メ同條ヲ第七十二條トス

第七十條中「翌年」ヲ「次ノ申告ニ依ル」ニ改メ同條ヲ第

七十三條トス

第六十九條中「七十條」ヲ「第七十四條」ニ改メ同條ヲ第

七十四條トス

第七十條中「翌年」ヲ「次ノ申告ニ依ル」ニ改メ同條ヲ第

七十四條トス

第六十九條中「七十條」ヲ「第七十四條」ニ改メ同條ヲ第

七十四條トス

第七十條中「翌年」ヲ「次ノ申告ニ依ル」ニ改メ同條ヲ第

七十四條トス

第六十九條中「三十日」ヲ「青壯年國民登録票

用紙(以下登録票用紙ト稱ス)」ヲ「登録票用紙」ニ改メ

同條ヲ第六十三條トス

第六十條中「九月末日(昭和十五年ニ限り十月末日)」ヲ

トシ第六十二條ヲ第六十四條トス

第六十一條中「九月」ヲ「昭和十五年ニ限リ十月」

トシ第六十二條ヲ第六十七條トス

第六十一條ヲ第六十五條トシ第六十二條ヲ第六十六條

トシ第六十二條ヲ第六十七條トス

第六十一條中「九月末日(昭和十五年ニ限り十月末日)」ヲ

トシ第六十二條ヲ第六十四條トス

布

健康保険特別會計規則中改正の件

昭和十七年七月公布の妊娠婦手帳規程による妊娠婦

の保健指導及び保護の一環の徹底を期し厚生省人口局に於いては之が昭和十八年度實施要綱を決定、昭和十八年四月二十日付次官通牒を以つて各地方長官宛通告

するところがあつたが、右實施要綱並に附帯通牒等を掲ぐれば以下の如くである。

昭和十八年度妊娠婦保健指導及保

護實施要綱

第一 方 鈑

妊娠婦手帳制を中心として妊娠婦保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與し以て母子保健の向上、流早死産並に母體死亡の減少及健康兒の出産増加を圖り國力の根基を培養せんとす。

第二 妊娠婦手帳制

一、妊娠の徵候ある者は速かに（可成妊娠第三、四月頃迄に）醫師又は助産婦に就き診察を受け妊娠と認められたる者には遲滞なく所定の様式に依り妊娠届出を爲さしむること。

二、前號の妊娠届出書中診察時に於ける妊娠月數及出産豫定日は醫師又は助産婦に就き其の記載を受けしむること（別紙に記載を受け届出書に添附するも支障なきこと）とするも醫師又は助産婦に就き診察を受けること困難なる地域等に於ては本人の妊娠自覺に依り届出を爲し得ること。

三、妊娠届出紙は作成の上保健所、醫師、醫師會、助産婦、助産婦會の外町内會、部落會、方面事務所等に配付し置き妊娠届出の爲診察を受けんとする者に交付し届出紙の交付を受くる爲妊娠に特別の負擔、手數を掛けることなき様配慮すること。

四、妊娠届出を受けたるときは妊娠婦手帳に妊娠氏名、生年月日、居住地、出産豫定日、世帯主氏名、

交付年月日等記載し直に之を交付すること。

五、出産申告を受付けたるときは妊娠婦手帳を提示せしめ其の表紙に出産日及有效期間（出産後一ヶ年）を明示せしむること。

六、妊娠婦手帳の交付、再交付又は出産申告は市町村長限りに於て處理するを得しむること。

妊娠婦手帳規程第四條、第六條及第八條の規定に依る届出又は返還に付ても亦同じ。

七、届出及申告は隣組長、町内會長、部落會長等を經由せしむることを得るも届出又は申告のため妊娠の負擔、手數を可及的輕減せしむる様配慮すること。

八、醫師又は助産婦に就き診察を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲診察を受くること能はざる者に對しては市町村長に於て診察券の無料交付等に依り診察を受けしめ妊娠届出書に診察時に於ける妊娠月數及出産豫定日の記載を受くるを得しむる様措置すること。

九、他府縣に於て發行せる妊娠婦手帳は左の手續を履ましめたる上全國一般に通用せしむること。
(イ) 他府縣に轉出せんとする者に對しては妊娠婦手帳の交付を受けたる市町村長に就き適宜必要事項を届出しめ手帳の表紙に他府縣轉出届出済の證印を受けしむること。

四、產婦に對しては特別の異常、疾患を自覺せざる場合にも可成産後二ヶ月及半年の二回醫師の診察を受けしめる様指導すること。

五、醫師、助産婦にして妊娠婦の診察、保健指導若は分娩の介助を爲したるとき又は醫師にして治療を爲したるときは其の都度妊娠婦手帳を提示せしめ診察、治療、保健指導の要領、分娩記事等を各所定欄に記載せしむること。
(ハ) 一時的に他府縣に居住する者等に在りても(イ)(ロ)に準じ適宜の取扱を爲すべきこと。

尙保健婦にして保健指導を爲したるときも亦之に準ずること。

第三 妊娠婦の保健指導

は醫師の診察、治療を受くる様之をして勧奨せしむること。

七、妊娠婦の診察は別紙「妊娠婦診察要領」に依る」と。

八、保健指導に當つては保健所、健康相談所、衛生試験所其の他の保健施設を積極的に關與活動せしむること。

九、醫師會 母性保護會、助産婦會等の協力を得無料診察等を實施し保険指導の徹底を圖ること。但し無料診察の施行に當つては可成醫師、助産婦の自發的奉仕に俟ち強制的數回に之を行はしめ診察内容の形式化を來すことなき様注意すること。

十、妊娠に對しては本人が特に希望せざる場合を除き第一回診察時に血液検査を受けしめ妊娠中毒症の早期發見に努むると同時に陽性なる者には徹底的に治療奉仕に俟ち強制的數回に之を行はしめ診察内容の形式化を來すことなき様注意すること。

十一、妊娠診察に當りては尿検査及血壓検査を受けしめ妊娠中毒症の早期發見及治療に努めしむること。

十二、醫師又は助産婦に就き診察並に尿及血液の検査を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲診察又は検査を受くること能はざる者に對しては市町村に於て診察券及検査券を無料交付し診察又は検査を受くることを得しむる様措置すること。

十三、疾病に罹れる妊娠婦に對しては治療に努めしめ生活に餘裕なき者の場合は醫療保護制度並に施設の活用を圖り療養に遺憾からしむること。

十四、妊娠中毒症(悪阻を除く)及黴毒に罹患せる妊娠にして生活に餘裕なき爲治療を受くること能はざるときは市町村長に於て治療券を無料交付し治療を受

けしむることを得る様措置すること(治療券の交付を受く可き妊娠中毒症の範圍、診察内容に付ては追て指示す)尙黴毒に罹患せる妊娠の配偶者にして黴毒に罹患せる者に對しても可成同様の措置を講ずること。

十五、妊娠婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會、保健婦協會等と聯絡し醫師、助産婦及保健婦の協議會、講習會等を開催し其の方法の適正と統合を圖ること。

十六、保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等をも充分活用して指導の徹底を圖ること。

十七、其の他の保健指導の詳細は別途送付の「妊娠婦保健指針」参照のこと

第四 妊娠婦の保護

一、妊娠婦の家族、事業主及一般社會に對し妊娠婦保護の重要性を理解せしめ其の徹底を圖ること。

二、妊娠婦に對する食糧、栄養品、妊娠婦用物資等の配給及購入の圓滑化及其の確保に付ては特に留意すると共に物資の配給及購入は妊娠婦手帳の活用に依り各個の場合に於ける證明は可成省略して簡便且優先的に取扱ふ様特段の配意を爲すこと。

〔別添〕

妊娠婦診察要領 (昭和十八年)

目 次

一、妊娠の認定

二、主要なる疾病異常

妊娠婦診察要領

中及産後の休養、栄養、労働輕減等に關し改善徹底を圖ること。

六、大日本婦人會、大日本青少年團女子部其の他の關係團體及隣保班等の活動奉仕に依り妊娠婦に對する協力援助を圖ること。

七、母性的社會的、公共的活動(例へば防空訓練、勤勞奉仕等)を求むる場合には母體保護及育兒上苟も障害を及ぼすが如きことなき様注意すること。本

八、空襲時其の他の非常の場合には流早死産を誘發する惧多きを以て之が保護に遺憾なきを期すること。

第五 妊娠育児思想の啓發涵養

妊娠婦其の他一般に對し妊娠育児の國家的意義を認識せしむると共に妊娠育児に關する知識を啓發する爲講演會、講習會、座談會、映畫會、展覽會、紙芝居等の開催、小冊子の配付等を爲し其の徹底を圖ること。

四、出産の際に於て醫師、助産婦を招請し又は病院、產院等に至る交通上の便益を確保する等の措置を講ずること。

五、勤労婦人に對しては母性保護の方策に留意し特に工場、鐵山其の他の事業場及農山漁村等に於ては妊娠

1、妊娠の認定

妊娠は確徵の現はるゝ以前と雖も成るべく早期に之れを届出しめ保護加療することが必要であるから妊娠の認定は概ね次の標準に依る。

(1) 従來順調なりし月經が二回以上閉止しつはり症狀のあるときは妊娠と認める。

(2) 内診に依る妊娠徵候のあるときは妊娠とする。

(但し助産婦に在りては内診所見なくして認定するを原則とする)

(3) 月經不順の婦人にしてつはり症狀のある場合及順調なりし月經が二回以上閉止してもつはり症狀のない場合は醫師の診察を求むることとする。

(4) 月經が閉止せず而も他の妊娠不確徵のある場合は醫師の診察に依り認定するを原則とする。

(5) 妊娠徵徵(児心音、胎動及胎兒部分の確認等)を認めた場合は妊娠と認定する。胎動自覺の場合も之に準ずるが他に妊娠徵候を全く缺く場合は醫師の診察に依るを原則とする。

(6) ツオンドツク、アツシユハイム氏反応、フリードマン氏反應が陽性の場合は妊娠と認定する。但し他の疾患(悪性絨毛上皮腫、子宮外妊娠及胞狀鬼胎)が認定される場合は此の限りではない。

(7) 以上の標準に依り認定せるものが妊娠ならざることは明かとなる場合或は胎兒が子宮内で死亡し吸收されたときは妊娠届出の取消申告をする。

二、主要なる疾病異常

流早死産及母體死亡の原因は種々あるが之が防止の爲特に重視す可き疾病異常は(1)妊娠中毒症(子癇、妊娠腎、常位胎盤早期剥離等)、(2)性病殊に黴

毒(3)骨盤位其の他胎位異常である。

(1) 妊娠中毒症に依る犠牲防止は早期發見と早期治療とを必要とする。従つて其の三主要症狀たる尿蛋白出現、高血壓、浮腫を成る可く早期に發見し

之を適切に加療して悪化の防止に努むべきであるが特に左の如き事項に注意するを要する。
(イ) 浮腫の發生遲きか或は之を缺く場合があるから本人の自覺症狀發現以前に検尿、血壓測定を勧行して早期發見に努むこと。
(ロ) 本症に罹患せる妊婦は分娩時異常産となり易いから病院分娩を勧めること。

(ハ) 助産婦にして本症の症狀を認めた場合は輕症の場合は分娩後慢性に移行する惧があるから院分娩をなすべき様妊婦に勧めること。

(ニ) 本症は分娩後慢性に移行する惧があるから特に注意せしむること。

(2) 妊娠徵徵は啻に流早死産の原因であるのみでなく次代國民の資質にも影響する處が極めて大であるから概ね左の措置を講ずる。
(イ) 成るべく妊娠初期に血清検査を受け陽性の場合には速かに完全に驅徹するやうに努めること。

(ロ) 妊娠初期に於ける届出時の診察に當りては特に左の事項に留意すること。
(ハ) 異常妊娠、異常分娩の原因たるべき内外科的疾患の發見に努めること、特に結核性諸疾患、心臓病、腎臓病、脚氣等に留意すること。

(ニ) 流早死産の原因たるべき性器疾患及性病の發見に努めること、淋病、癰著性子宮後屈症筋腫其の他腫瘍、子宮頸管裂傷等の有無を診査し必要なものには加療を勧めること。

(ハ) 特に既往に流早死産、乳兒死亡、先天黴毒

児分娩等を經驗した妊婦には配偶者と共に血清検査を受くるやう勧めること。
(ニ) 黴毒以外の性病ある場合は其の治療をなすこと。

(3) 骨盤位、横位、其の他胎位異常は成るべく病院で分娩する様勧めること。

三、診察時特に注意すべき事項

(1) 何れの時期に於ても左の事項に注意すること。

(イ) 妊娠中の攝生、栄養、食餌、生活様式、休養、睡眠、衣服、乳腺衛生等を教示すること。
(ロ) 勤労婦人には勞務の適否を考慮し適切な指導を爲すこと。

(ハ) 畏困其他の理由に依り必要な治療、休養等の困難なる者に對しては諸種の救護制度、醫療保護制度を利用するやう指導すること。

(ニ) 妊娠初期に於ける届出時の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 異常妊娠、異常分娩の原因たるべき内外科的疾患の發見に努めること、特に結核性諸疾患、心臓病、腎臓病、脚氣等に留意すること。

(ロ) 流早死産の原因たるべき性器疾患及性病の發見に努めること、淋病、癰著性子宮後屈症筋腫其の他腫瘍、子宮頸管裂傷等の有無を診査し必要なものには加療を勧めること。

(ハ) 流産の危険が切迫せるものには入院加療を勧め、流産を誘発する惧あるものには先づ安静を守らしめる。

(ニ) 痛痛、出血、發熱、浮腫其の他異常ある場合には速かに醫師の診察を受けしめるやう勧めること。

(ホ) 母體に危険を及ぼす虞ある爲目に得ず人 工流早産を必要とする場合等は適當な指示を與へること。

(二) 助産婦が妊娠の異常を發見せる場合或は既往に結核性疾患、心臓病、腎臓病等の全身疾患、蟲垂炎、子宮外妊娠、帝王切開等腹部疾患及手術、流早死産、乳兒殊に新産兒死亡等を經驗せるものを診察せる場合は醫師の診察を受けしめるやう勧めること。

(ト) 分娩豫定日を指示すること。

(3) 妊娠五、六ヶ月頃の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 妊娠初期に於ける診察事項中特に結核性疾患、心臓病、腎臓病、脚氣等の悪化或は發生の有無に留意すること。

(ロ) 骨盤計測を爲し異常ある爲手術分娩或は入院分娩を必要とする場合は其の旨を教示すること。

(ハ) 分娩豫定日及現在妊娠月數を指示すること。

(ニ) 檢尿、血壓測定、浮腫の有無等を特に留意し、異常ある場合は妊娠中毒症の恐るべき所以を説明し徹底的加療を勧めること。

(ホ) 助産婦に於ても成る可く異常を發見するやう努め、殊に浮腫、出血、胎動停止、發熱、疼痛等のある場合には速かに醫師の診察を求めるやう勧めること。

(4) 妊娠八、九ヶ月頃の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

(イ) 結核性疾患、腎臓病、心臓病其の他全身疾患の發見に努め異常ある場合は速に適切な加療をなし病産院分娩を勧めること。

(ロ) 妊娠中毒症々状を發見すべき特に尿蛋白、血壓、浮腫を重視し異常ある場合は加療、安靜、且病院分娩を勧めること。

(ハ) 性器疾患及異常其の他死産原因となるべき事項の有無に留意し骨盤計測を精密にし入院加療及分娩の要あるものには其の旨を指示する。

(ニ) 分娩豫備知識を與ふると共に分娩準備に遺憾なきよう各般の注意を指示すること。

(ホ) 分娩豫定日を再指示すること。

(ト) 帝王切開其の他手術分娩をするものは之に就き必要な指導をなすこと。

(一) 胎位異常殊に骨盤位を認めた場合は豫定日前二十日頃に再診察を受けしめ且病産院分娩を勧めること。

(チ) 分娩前出血、疼痛、發熱、浮腫其の他異常の起つたものは速かに醫師の診察を受くるやう勧めること。

(リ) 産前産後の休養を十分取るやう指導すること。殊に勤労婦人及農山漁村に於ける妊婦に付ては之を徹底せしむること。

(ハ) 異常妊娠、分娩後には異常疾患起り易きを以て注意すること。特に結核性疾患は產褥時懶する事あり。腎臓疾患は慢性に進行する虞れあるを以て其の監視に遺憾なきを期すること。

(ヌ) 助産婦は左の如き妊婦を診察した場合には速かに醫師の診察を受け病産院分娩をなすよう勧めること。

(6) 産後二ヶ月及半ヶ月の診察に當つては特に左の事項に留意すること。

(イ) 全身狀態及營養狀態、母乳分泌狀態の可否を検べ必要な指導をなすこと。

(ロ) 子宮復故状態及子宮位置等の異常の有無を

三、妊娠分娩時の異常殊に微弱陣痛、出血多量なりしもの

四、既往産褥時に發熱せるもの

五、新産兒の假死或は死亡せるもの

六、既往に手術分娩をなせるもの

七、蟲垂炎其の他の腹部手術をなせるもの

八、其の他何等かの疾患異常を合併せるもの

(5) 産褥の診察に當りては特に左の事項に留意すること。

検べること。

(八) 腎疾患遺存(殊に尿蛋白)及結核性疾患の悪化等に注意すること。

(二) 過長授乳は子宮萎縮を來す惧大なるを以て之を避くる様指導すること。

昭和十八年度妊娠婦保健指導及保

護に關する件通牒

(昭和十八年四月二十日
地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日厚生次官より別途依命通牒相

成候處之が實施の經費中左記に依り國庫補助可相成候に付四月末迄に國庫補助申請書提出相成度

記

一、本國庫補助金は左の區分に依り交付相成べきこと。

(一) 事務費

(イ) 妊産婦手帳作成及妊娠届出用紙等印刷費

一人當平均三錢 圓

(ロ) 道府縣事務費

協議會費、講演、講演會費、旅費、雜費

印刷費等に充用するものとす。

(ハ) 市町村事務費

市町村に於ける打合會費、印刷費、雜費等に使用せしむる爲道府縣より市町

村に補助するものとす市及六大都市の區一〇〇圓、町六〇圓、村四〇圓の平

均に依る。

(二) 事業費

(イ) 健康診察費

圓

(ロ) 本補助金に關する道府縣豫算書(議決未済)

生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就

き診察を受くること能はざる者に對する診察費に充用するものとす。

五、本補助金は七月中に二分の一額を翌年一月中に残額を配賦の見込なること。
六、翌年度五月三十一日迄に事業報告書(妊娠婦保健指導及保護の概況を記載し別紙第二號様式の妊婦届出並に出産状況調を添附すること)六月三十日迄に妊娠婦保健指導及保護費國庫補助精算書(第三號様式)を夫々提出すること。

七、本補助金の外尙道府縣及市町村に於ても可成妊娠婦保健指導及保護の爲左の如き費用を支出し效果を擧ぐる様努むること。

(イ) 妊産婦の保健及保護に關する知識啓發費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

(ホ) 其の他妊娠婦保健指導及保護に關し必要な経費

(イ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ロ) 納養補給費

(ハ) 妊娠中毒症治療費及驅蟲費

(ニ) 指導員設置費

厚生省人口局の昭和十八年度乳幼兒體力向上指導要綱の決定

國民體力法に基き昭和十七年度以降實施するに到

た乳幼兒體力向上指導に關する方策の昭和十八年度に於ける實施方については、時局下その一層の強化徹底

を要望せられてゐたが、厚生省人口局に於いて最近之が實施要綱の決定を見、昭和十八年四月二十一日付

次官通牒を以つて各地方長官宛通告せられるに到

た。右決定要綱その他附帶文書等を擧ぐれば以下の